

## 透明性、グッド・ガバナンス、政治腐敗からの 自由に関する国際図書館連盟の宣言 (2008年12月22日 IFLA 発表)

金 容 媛

国際図書館連盟 (International Federation of Library Associations and Institutions: IFLA) は、これまでたびたび多くのフォーラムにおいて、社会における図書館の肯定的な役割に対する信念とその役割を強化するためのコミットメントを明確にしてきた。これは1948年世界人権宣言第19条に定められた「情報アクセスの自由と表現の自由の原則」に一貫して常に連係している。IFLAは、各国の図書館協会と図書館専門職および情報関連機関を網羅した世界的規模の非営利・独立の専門団体として、書誌、情報サービス、図書館員の教育を含むすべての分野の図書館情報活動において国際的理解・協力、研究および開発を促進し、また図書館および情報サービスを国際的関心事として認識を深めるための多様な努力と支援をしており、その影響力はユネスコとともに至大である。

IFLAはこれまで数々の報告書、宣言、勧告などを発表している。その中で、情報アクセスの自由、知る自由にかかわる最近のいくつかの重要な宣言について紹介し、特に2008年12月に発表された「透明性、グッド・ガバナンス、政治腐敗からの自由に関する宣言」の詳細内容を紹介する。

(1) IFLA・ユネスコ公共図書館宣言 (The IFLA/UNESCO Public Library Manifesto, 1994) は社会と個人の自由、繁栄および発展は人間にとっての基本的価値であり、このことは十分な情報を得ている市民が、その民主的権利を行使し、社会において積極的な役割を遂行できる能力によって達成され

る。建設的に参加して民主主義を発展させることは、十分な教育が受けられ、知識、思想、文化および情報に自由かつ無制限に接し得ることにかかっている。この宣言は、公共図書館が教育、文化、情報の活力であり、人々の心の中に平和と精神的な幸福を育成するための必須の機関であるという、ユネスコの信念を表明するものであり、ユネスコは国および地方の政府が公共図書館の発展を支援し、かつ積極的に関与することを奨励するもので、公共図書館の理念・思想的基盤となっている。

(2) 図書館・情報サービス・知的自由に関するグラスゴー宣言 (The Glasgow Declaration on Libraries, Information Services and Intellectual Freedom, 2002) は、情報へのアクセスと表現の自由委員会 (IFLA/FAIFE) により作成されたものである。グラスゴー宣言において、IFLAは、①情報へのアクセスと表現の自由は基本的人権であること、②国連世界人権宣言に定められた知的自由を擁護し推進すること、③知的自由を支持することは図書館情報専門職の中核的責務であると謳っている。同委員会は、インターネット上での情報アクセスと表現の自由を謳う「IFLAインターネット宣言」を作成・発表した。同時に発表された、「持続的発展に関する声明」は、図書館情報サービスが情報アクセスと表現の自由を推進し、デジタル社会における情報格差の解消に資することにより、人々の生活の質の向上、社会参加の促進、市民権の保護などを支援することが可能であり、ひいては世界中の人々の健康で幸福な生活の実現と世界の持続的発展に貢献するこ

とができるとしている。

(3) 図書館と活発な情報社会に関するアレクサンドリア宣言 (The Alexandria Manifesto on Libraries, the Information Society in Action, 2005) は、  
‘図書館および情報サービスは民主的で開かれた情報社会のために必須である’ という原則を再強調し、  
‘図書館は情報に詳しい市民と透明な政治運営のための核心’、であると付け加えている。

(4) 透明性・グッド・ガバナンス、政治腐敗からの自由に関する宣言 (IFLA Manifesto on Transparency, Good Governance and Freedom from Corruption) の全文を紹介する。

透明性はグッド・ガバナンスの基礎であり、政治腐敗と戦う第一歩である。透明性は優れた記録管理システム、アーカイブズ、財政的な規制・監督システムなどを提供するための普遍的な根拠を提示するものである。透明性は社会的に信頼できる著述業とジャーナリズムのよい事例、編集者の作業、すべての媒体を通じた出版と情報の配布などと直接的に連係している。

腐敗は基本的な社会の価値を損ない、法の支配を脅かし、政治制度の信頼を損なう。腐敗は非道徳のみが栄えるようなビジネス環境を作る。さらに、腐敗は科学的な仕事や研究を妨害し、専門的な機能を弱体化させ、知識社会の出現を妨げる。腐敗は人間を不幸にし、それを延長し、発展を抑制する主要原因である。腐敗は秘密主義と社会の一般的な無関心という条件下でもっとも繁盛する。

IFLA は、図書館はすべての人々が最も正確かつ公平に教育的・科学的・技術的および社会的情報を利用できるように貢献する、その本質上透明な機関であることを宣言する。図書館および情報サービス機関が提供する情報資料とそれへのアクセスは、市民の知識を広げ、討論・論争を活発にし、グッド・ガバナンスに寄与する。図書館および情報サービス機関はグッド・ガバナンスおよび腐敗との闘いにおいてより能動的な要素になるため、自身の使命を拡張すべきである。特に、図書館および情報サービス機関は市民に対し、その権利と資格を知らせるとい

う重要な役割を遂行することができる。

従って、IFLA は、すべての図書館および情報専門職と、国レベル・地域レベルの図書館および情報サービス機関を管理運営するすべての責任者が以下のプログラムを支持することを要請する。

1. 図書館専門職は図書館資料の情報源、供給、図書館職の任命、図書館の契約と財政の管理などのような図書館専門職に直接的な影響を及ぼす腐敗に立ち向かうべきである。各国の図書館協会は職業倫理規定の整備と強化を通じ、これを助けるべきである。
2. 図書館専門職はすべての情報専門職の専門的な地位を改善し、腐敗の誘惑を減少できるように専門家としての報酬の向上に努力すべきである。
3. 図書館専門職は強力なコレクションを開発し、哲学・社会・経済・政治的主题に関する情報アクセスを容易にすることで、市民の教育における図書館専門職の役割を再強調すべきである。
4. 情報アクセスが可能、または情報自由法などがある国では、図書館専門職は図書館が市民の情報要求作成・提示の場となるよう努力すべきである。
5. 情報へのアクセスが可能ではなく、または情報自由法がないかその法の効力がない国では、図書館専門職はその法が無視されないよう、法の起草、修正・促進、増進・保護の計画を支持すべきである。
6. 市民の法律に対する理解を増進し、市民の権利と資格追求を支援する情報の利用に対し、図書館専門職と利用者のための教育体系が作られるべきである。
7. 図書館は公的機関が発行した情報資料で、特に市民の権利と資格に関するものを収集しなければならない。図書館は公的な機関が発行した情報を包括的な索引、抄録、探索支援を通じてより理解しやすくアクセスしやすいようにする必要がある。図書館は法や権利、資格に関連する公的資料のデジタル・プログラムとその他の保存プログラムを構築し、このような情報データベースへのアクセスを容易にすべきである。

8. 図書館は情報に関する権利をポスターや広報活動を通じ奨励する場所として利用可能でなければならない。さらに、図書館専門職は情報に関する権利に対し認識を高めるために努力すべきである。
  9. 図書館は公的情報源、腐敗根絶のための非政府機構やその他の関連情報源からのコンテンツに連結される腐敗根絶のポータルを構築し、これに協力すべきである。
  10. 図書館は腐敗根絶のために非政府機構が提供する既存のまたは計画中の市民諮問センターを支援する。非政府機構は情報を提供し、データベースに関して技術的に支援し、自身の専門的な知識と関連する情報をすべて提供する。
- 2) The Glasgow Declaration on Libraries, Information Services and Intellectual Freedom (2002)  
<http://www.ifla.org/faife/policy/iflastat/gldeclar-e.html>
  - 3) The Alexandria Manifesto on Libraries, the Information Society in Action (2005)  
<http://www.ifla.org/III/misc/im-e.htm>
  - 4) IFLA /FAIFE Access to Libraries and Information: Towards a Fairer World (2008)  
<http://www.ifla.org/faife/report/report/intro.htm>
  - 5) IFLA Manifesto on Transparency, Good Governance and Freedom from Corruption  
[http://www/ifla.org/III/misc/transparancymanif.htm](http://www.ifla.org/III/misc/transparancymanif.htm)
  - 6) 金 容媛. 図書館情報政策. 東京、丸善、2003. 234p.  
(特に、第7章 IFLA による国際協力、p.189-208)

#### 参考文献：

- 1) The IFLA/UNESCO Public Library Manifesto (1994)

**IFLA Manifesto on Transparency, Good Governance and Freedom from Corruption**

**(Endorsed by IFLA Governing Board, 3 December 2008)**

**by Yong Won KIM**